

中央区における受注機会増大のための共同企業体  
に対する建設工事の発注取扱要綱

昭和59年3月28日

59中総財発第26号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区(以下「区」という。)が大規模建設工事を共同企業体へ発注するために必要な事項を定めることにより、中小企業者の受注機会の増大と能力の向上を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 区が共同企業体に発注する大規模建設工事とは、予定価格が土木工事及び道路舗装工事にあつては1億5千万円以上、建築工事にあつては3億円以上、設備工事にあつては1億円以上のものとする。ただし、区長が共同企業体に発注することが適当でないとする工事にあつては対象工事から除外することができる。

(共同企業体の構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、大規模建設工事の予定価格が30億円未満のときは2者とし、30億円以上のときは3者以上とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱による改正後の中央区における受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札に係る公告をする大規模建設工事について適用し、同日前に入札に係る公告をする大規模建設工事については、なお、従前の例による。